この書類を千葉県自動車税事務所長あてに提出すると、自動車税(種別割・環境性能割)の還付金は譲受人に支払われます。ご確認ください。

環 付 請 求 権 譲 渡 通 知 書

千葉県自動車税事務所長 様

	住所・所在地	実印		住所・所在地
譲渡人 (納税義務者)	氏名·名称 (代表者役職·氏名)			氏名·名称 (代表者役職·氏名)
、神行1万元 9英 7万 1日 /	電話番号		•	電話番号

◎ 過誤納還付金振込口座(譲受人と同一名義の口座に限ります。)

鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

		, 8 /	
金融機関名	本・支店名	口座の種別及び番号	口座名義
銀 行 信用金庫 労働金庫 協同組合	本 店 支 店 出張所	普 通 No. 当 座 その他	(カナで記入してください)

私(譲渡人)は、下記過誤納還付金(還付加算金含む。)に係る還付請求権を、上記譲受人に_____年___年___月___日に譲渡したので通知します。

記

	自動	車 登 録	番号			還付の発生事由及び年月日 過 誤 納 額
1. 千葉 2. 習	志野 3. 千	4. 袖ケ浦	5. 野田	6. 成 田	7. 柏	
8. 市川 9. 船	橋 A. 松 戸	B. 市原				
		かな				(当該年度の2月末までに抹消登録するもの) 四
						2. 誤納年月日
税 目(自動車税)			•	年 ,	度	
1. 種別	割 2.	環境性能割			年度	3. その他() 年 月 日 月割課税額

【備考】※必ずお読みください。

- 1 この書類は、**還付の事由が発生した日から10日以内** (休日等の場合はその翌日) に自動車税事務所に届くよう提出してください。 それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。
- 2 還付の発生事由が抹消の場合、抹消登録が済んでいないと受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)
- 3 この書類を提出されても、<u>譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付</u>されます。 したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 4 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 5 <u>譲渡人は**実印を押印**の上、還付請求権を譲渡した日から前後 3 か月以内に発行された印鑑証明書(原本)を必ず添付してください。</u> 住所を変更している場合は住民票等(コピー可)が必要です。
- 6 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 7 提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、返却いたしませんので御了承ください。

送付先·問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721

車税事務所長あてに提出すると、自動車税(種別割・環境性能割)の還付金は譲受人に支払われます。ご確認ください。 記入例 個人の場合は住所・氏名。 環 付 請 求 権 法人の場合は所在地・法人名・ ※6月5日に売買した車両を6月12日に抹消したケース 代表者の役職・氏名を記入してくだ 千葉県自動車税事務所長 千葉県千葉市中央区市場町1 千葉市中央区問屋町2 住所·所在地 住所·所在地 実印 譲渡人 氏名 名称 株式会社千葉県 讓受人 氏名 名称 株式会社自動車税 代表取締役 千葉 一郎 代表取締役 自税 太郎 (納税義務者) (代表者役職・氏名) (代表者役職・氏名)

043-000-0000

鉛筆や消せるボールペンは 使用しないでください。

電話番号

金融機関名 本・支店名 口座の種別及び番号 口座名義 (カナで記入してください) 普 No. 信用金庫 店 自動車 問屋町 カ)ジドウシャゼイ \triangle 労働金庫 その他 協同組合

電話番号

私 (譲渡人) は、下記過誤納還付金 (還付加算金含む。) に係る還付請求権を、上記譲受人に **令和2** 年 **6**月 **5**日に譲渡したので通知します。

記

譲渡の日は必ず記入

043-000-0000

	自 動 〕	車 登 録	番号			還付の発生事由及び年月日	過 誤 納 額
1. 千葉 ② 習志野	3. 千	4. 袖ケ浦	5. 野田	6. 成 田	7. 柏		
8. 市川 9. 船 橋	A. 松 戸	B. 市原			(1) 抹消 2 年 6 月 12 日	
7 0	カ <u>ッ</u> プ		1	1	1	<u> </u>	Щ
3 0	0 5) 1			'	2. 誤納 年 月 日	
税	∃(自動車税			年 月	度		
1. 種別割	2. 環	境性能割			2 年度	3. その他(年 月 日	の翌月から年度末までの月割課税額
Partie Waller to the former and the former							

【備考】 ※必ずお読みください。

1 この書類は、**還付の事由が発生した日から10日以内** (休日等の場合はその翌日) に自動車税事務所に届くよう提出してください。 それ以降に提出されたものについては、納税義務者に還付される場合があります。 事由をOでかこみ発生年月日を 記入してください

- 2 還付の発生事由が抹消の場合、抹消登録が済んでいないと受理できません。(抹消登録日を必ず記入し、抹消が確認できる書類の写しを添付してください。)
- 3 この書類を提出されても、<u>譲渡人に未納の徴収金がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により未納の徴収金に充当し、充当後の残額が還付</u>されます。 したがって、過誤納額と還付金額は必ずしも一致しませんので、御注意願います。
- 4 過誤納還付金は口座振り込みにより還付します。
- 5 <u>譲渡人は**実印を押印**の上、還付請求権を譲渡した日から前後 3 か月以内に発行された印鑑証明書(原本)を必ず添付してください。</u> 住所を変更している場合は住民票等(コピー可)が必要です。
- 6 納税義務者が死亡しており相続人が譲渡人である場合は、相続人代表者指定(変更)届出書その他の添付書類が必要ですので、必ず事前に下記宛お問い合わせください。
- 7 提出された還付請求権譲渡通知書及び添付書類については、<u>返却いたしません</u>ので御了承ください。

送付先·問合せ先 〒260-8523 千葉市中央区問屋町1-11 千葉県自動車税事務所還付課 TEL 043-243-2721